

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱
および滋賀県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(案)
に提出された意見・情報ならびに県の考え方

実施期間:令和6年7月9日(火)から令和6年8月8日(木)まで

意見等の件数:2人から計2件

No.	御意見等(要約)	県の考え方
1	○上乗せ条例等の改正が行われないと、大腸菌群数と大腸菌数の両方が規制項目となり、工場の排水管理の現場に混乱が生じるため、法施行のタイミングに合わせて確実に上乗せ条例等も改正いただきたい。	○改正法の施行に合わせて改正条例等の施行ができるよう手続きを進めてまいります。
2	○単に改正内容を示すのではなく、どういう根拠や分析、解析によってその数値としたのか数値で科学的根拠に基づいた資料を公開していただきたい。 書類の書き方について、下線を引くだけでなく、色を変える等し、改正内容を分かりやすくしていただきたい。	○大腸菌数の許容限度設定の根拠等については、環境省により検討され、令和5年11月7日開催の中央環境審議会水環境・土壌農薬部会(第11回)の資料1-2として公開されておりますので参考にしてください。